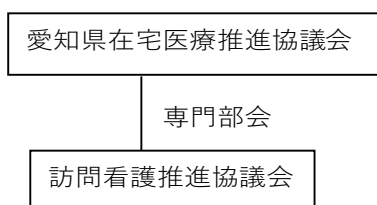


専門部会（愛知県訪問看護推進協議会）の廃止について

○訪問看護推進協議会（県主催）について

訪問看護推進協議会は、上部組織である愛知県在宅医療推進協議会において、在宅医療に関する事項を専門的に検討する**専門部会**として、**2016年2月に承認**されています。



○訪問看護総合支援センター推進会議（看護協会主催）について

公益社団法人愛知県看護協会において、2021年7月に訪問看護総合支援センターが開設され、2022年に「**訪問看護総合支援センター推進会議**」が**看護協会に設置**されました。（2022.12.13 第1回開催。）

構成員は、在宅分野に熟知した委員及び行政関係の委員をもって構成されています。（別紙）

○訪問看護総合支援センター推進会議設置に伴う見直しについて

同センター推進会議の構成員は、本県で実施している「**訪問看護推進協議会**」の**構成団体（委員）に含まれており**、協議事項についても在宅医療の確保や推進に関する事項を広く専門的に検討することから、**本県の「訪問看護推進協議会」を2023年度から廃止したい**と考えております。

○愛知県在宅医療推進協議会への今後の対応について

本県の「訪問看護推進協議会」を廃止することにより、**愛知県在宅医療推進協議会の専門部会としての位置づけに変更**が生じますが、訪問看護総合支援センター推進会議における協議内容等は、今後も愛知県在宅医療推進協議会の議題として挙げるなどし、**情報共有を図っていく**予定です。

(別紙)

	訪問看護推進協議会	訪問看護総合支援センター推進会議
運営	愛知県医務課 (事務局設置)	愛知県看護協会
協議事項 (審議事項)	訪問看護推進事業についての計画及び実施を主として審議。 ((1)、(2)、(5)) (1) 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修の計画及び実施に関すること (2) 在宅医療推進研修の計画及び実施に関すること (3) 訪問看護ステーション等に関する総合相談及び問い合わせに関すること (4) 訪問看護ステーション・医療機関等関係者との連絡調整に関すること (5) その他訪問看護推進事業の実施に必要と認められること	訪問看護総合支援センターの事業に関する以下の事項について審議。 (1) 県民への訪問看護の周知・支援に関すること (2) 訪問看護ステーションからの相談対応に関すること (3) 訪問看護師の養成・人材育成等教育体制再構築に関すること (4) 県内訪問看護ステーションの負担保における機能評価体制構築に関すること (5) 訪問看護領域の人材確保に関すること (6) 訪問看護のステーションの経営基盤整備支援に関すること (7) 地域連携・ネットワーク化の推進に関すること (8) その他
今年度 構成委員	以下の医療関係団体の代表、看護協会の代表及び行政関係者等8人をもって構成。 必要に応じてその他の関係者の出席を求めることができる。 (1) 市町村代表 (名古屋市) (2) 愛知県医師会代表 (3) 愛知県看護協会代表 (4) 名古屋市医師会代表 (5) 愛知県病院協会代表 (6) 訪問看護ステーション代表 (<u>愛知県訪問看護ステーション協議会</u>) (7) 愛知県高齢福祉課長 (8) 愛知県医務課長	以下の在宅分野に熟知した委員及び行政関係の委員をもって構成。 (1) 愛知県医師会 医師 (2) 愛知県福祉局高齢福祉課 介護保険担当 (3) 愛知県保健医療局健康医務部医務課 看護担当 (4) 一般社団法人愛知県歯科医師会 歯科医師 (5) 一般社団法人愛知県薬剤師会 薬剤師 (6) 当該分野の学識経験者 (7) 病院内の入退院支援部門担当 (8) 理学療法士 (9) 介護支援専門員 (10) 愛知県訪問看護ステーション協議会 (11) 愛知県看護協会会長 (12) 愛知県看護協会担当常務理事 (13) 訪問看護総合支援センター長 (14) 訪問看護総合支援センター課長 (15) その他委員長が必要と認めた者

※下線：両会議で重複する団体 (委員)